

Title	『太平記』第二部の範囲と構成
Sub Title	
Author	小秋元, 段(Koakimoto, Dan)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1995
Jtitle	三田國文 No.22 (1995. 6) ,p.13- 24
JaLC DOI	10.14991/002.19950600-0013
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19950600-0013">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19950600-0013</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 『太平記』第二部の範囲と構成

小秋元 段

## はじめに

『太平記』を三部構成説に従って読む場合、巻十二にはじまる第二部がどこで終結すると見るかについては、議論の分かれるところである。例えば、『日本古典文学大辞典』「太平記」の項（長谷川端氏執筆）では、後醍醐天皇死去の記事を含む巻二十一までを第二部とし、欠巻のあと、巻二十三からを第三部とするという見解が示されているが、これは永積安明氏の説（続日本古典読本『太平記』日本評論社、一九四八年）をはじめとする諸書の所説を反映したものである。また、石田洵氏は新田義貞の討死や南朝軍の奥州渡航計画の頓挫を描く巻二十までを第二部ととらえておられる<sup>1)</sup>。長坂成行氏、大森北義氏も以後これに同様の見解を示されているが、この区分の先蹤としては後藤丹治氏の説があった（『太平記の研究』河出書房、一九三八年）。

周知の通り、『太平記』三部構成説を最初に唱えたのは尾上八郎で、校注日本文学大系『太平記』（国民図書、一九二五年）

の解題の中でこの問題を、

……第二部は、尊氏の謀叛から、義貞の戦死の頃までであらう。第三部は後村上天皇の御即位のあたりから、細川頼之が義満を輔佐する最後のところまでである。

と説いている。第二部が「義貞の戦死の頃まで」、第三部を「後村上天皇の御即位のあたりから」とすると、その間に挟まれた巻二十末尾から巻二十一はじめの数章段の扱いが不分明であるなどの問題が残るのだが、むしろ尾上の三部構成説は作品世界を截然と区分する意図から発せられたのではなく、長大な作品を読む上での目安的なものとして提示されているという点に留意すべきであろう。大切なのは、以後この三部構成説を継承し、展開してきた諸氏の研究が、『太平記』を三部に分けることにいかなる意味付けをしてきたかにある。現在、三部構成説は『太平記』の作品世界を把握する際の基本的な概念として定着しているが、三部に分けることの妥当性が作品論にまで掘り下げて確認される機会は、殊に早い段階においては意外と少なかったのではあるまいか。釜田喜三郎氏が日本古典文学大系

『太平記』（一九六〇年）の解説の中で、三部構成説を便宜的な区分に過ぎぬものと断じ、その区分には山やかんどころの一部分は認められても、そこに断層を認めることはできないと批判されたのも、そうした状況を受けてのことと考えられる。

何のために作品を区分するのか——こうした問いに正面から答え、第二部と第三部の区分について論じたのは、さきにも触れた石田洵氏である。石田氏は『太平記』を三部に区分することの意味について、

『太平記』のように歴史の流れを記している作品を対象にした場合、作者が時代の推移に対してどのような意識を持ち、社会変動の区切りをどのように作品に示したかを読みとるべきではなからうか。

と述べておられる。そして、第二部のはじまりである巻十二が目指したものは建武公家政権の崩壊であり、第二部はその崩壊過程を描く世界だとして、これに対する作品に示された新たな時代の初期を巻二十一巻頭「天下時勢粧事」に認められた。この章段には天下の形勢は足利方のものに決まり、これまで記し続けてきた時代とは別の時代がはじまるとの認識が示されていることから、ここを第三部の始発点と位置付けられたのである。ただし、作品ではこの前後、公家政権がどのように崩壊したかをまとめる意識よりも、いかにして新たな時代がはじまるのかを描く意識の方が強いこと（氏は「第二部が終らないうちに第三部が始まった」と言い換える）を指摘し、その特性を説かれてもいる。

石田氏の論は、三部構成説を作品の構想の問題と関わらせて

意味付けてゆくものとして貴重であるが、一方そこには疑問もある。例えば、石田氏の説の根幹をなす、作品に示された社会変動上の区切りを三部構成の区分の指標とする考え方は、果たして妥当なものであるか。確かに軍記物語とは、戦乱を中心に、それによって変革する時代や社会を素材に作品が形作られるものである。描かれるところの情勢の変化が、作品内の叙述の質的転換に寄与するものが大きいのも事実であろう。しかし、社会情勢上の区分が、常に作品の構成上の区分と不可分の関係にあるかという点、それは疑問である。三部構成の区分は作品に投影された歴史像の変化を問題にするよりも、まずはそうしたものを切り離して、対象とする小世界の骨組みが、始発部以降、どのような意図のもと、どのように構築されているかを辿ることによって検討されなければならないであろう。第二部についていえば、始発部巻十二から展開される作品構成の意図が、いかにして結ばれてゆくのかを見極める作業が必要である。

第二部と第三部との区分について、石田氏が「第二部が終らないうちに第三部が始まった」と説かれたことは、『日本古典文学大辞典』が「第三部は、欠巻の巻二十二のあと、巻二十三から終巻までであるが、実際にはそのはじまりは第二部の終りと重っていて……」とするのと照応する考え方である。第二部と第三部との境界には幅があり、明確にし難いものとも一面ではされてきた。しかし、作品の構成意図を辿ることによって、第二部の終結点を明確に浮かび上がらせることはできないであろうか。『太平記』三部構成説はあくまでも釜田氏のいう「山やかんどころ」とは異なるものであって、作品の根底を形作る

構造上の特徴を裏付けとしながら、その妥当性を保つてゆくものと考える。小稿では、第二部は何を中心に描こうとするのか、また、どこまでを第二部とするのか、といった問題を扱ってゆく。そして、その作業を通して、『太平記』という作品の原像も立ち現れてくるのではないかと考えているのである。

## 一 第二部が見据えるもの

そもそも第二部の世界は何を中心に描こうとしているのだろうか。ここでは巻十二・巻十三といった第二部の始期が、この先の歴史展開のうち、いかなる時点まで見通しているかを確かめることによって考えてゆく。そのためには記事中、先説話を以て語られている箇所がよい手掛かりを与えてくれるであろう。巻十二・巻十三では建武新政による世上の混乱が様々な角度から描かれるが、その中で、重要な役割を果たす人物の将来が先説される条りが屢々見られる。

例えば、巻十二「天下安鎮法事付忠頼朝臣」では、新政府樹立に多大の功績がありながら、恩賞に乏しかった赤松円心について、指の軍忠ありける赤松入道円心には、佐用庄一所計を被行て、播磨国の守護職をは幾程なくて召返されけり、されは、建武のちの乱に、円心俄に心替して朝敵に成たりしも、此恨とそ聞へし、  
(神宮徴古館本《和泉書院刊》、以下同)

と語っている。また、後醍醐天皇の尊崇をうけ、奢りを恣にした文観僧正の末路は、

遂に幾程なくて建武の乱出来しかは、法流相統の人なくして、孤独衰窮の身となれり、吉野の辺に漂泊して、終給けるとそ

聞し、  
と記される。対蹠的な二人だが、ここでは両者の将来はともに「建武の乱」の先の時点まで見通されている。巻十三「西園寺公宗陰謀露頭事付玉樹三」でも、西園寺公宗の遺児実俊の将来について、

其後建武の乱出来て、天下將軍の世に成しかは、此人朝廷につかえて、西園寺の跡を統たまふ、北山中納言実俊卿是なり、と、同様に「建武の乱」を先説するが、中でもこの条りでは「建武の乱」を経て到来する「將軍の世」までもが言及されている。ここで「建武の乱」は、尊氏の天下を導くための過程であると認識されているのである。従つて、「建武の乱」を先説するこの段階で、すでに作品の叙述は足利政権成立の時点を目指していることが窺える。巻十二・巻十三といった第二部の始期において見据えられている将来は、建武政権の崩壊という段階よりも、むしろその先までを含むものであったと考えてよいであろう。

また、巻十二「兵部卿親王囚事付顯」の護良親王の配流を語る条りにも、同様の意識が見受けられる。  
……是非なく敵人の手に被渡て、遠流に処せられむ事は、朝廷再傾き武家又弥へき瑞相にやと、人々申合けるか、果て大塔宮被失させ給ひて後、天下忽に將軍の世と成にけり、  
ここでは護良親王の遠流が建武政権の崩壊だけでなく、足利政権成立の前兆としてもとらえられている。そして、親王が禁殺されたことによつて「天下忽に將軍の世と成にけり」と述べる点は、第二部を見わたす上での重要な歴史観をなすのではなか

ろうか。

右の記事の特徴は、第二部の起点である巻十二巻頭「公家御一統事付大略宮」における歴史叙述のあり方によく対応する。そもそも該章段では建武政権の開始については冒頭わずか数行で触れるのみで、以下は護良親王の入洛と征夷大將軍補任とをめぐり、新たに浮上した政治的問題が中心として語られる。その中で親王は、

……足利治部大輔高氏、纔に一戦の功をもて、万人の上に立むとす、今若其勢の微なるに乗て、これを不討は、高時法師か逆悪をとりて、高氏朝臣か威勢に加たる者なるへし、此故に兵を挙て武をそなふ……

と、尊氏討伐の宿意について語るのであるが、親王の尊氏に対する敵愾心は何の伏線もなく、唐突な形で現れてくることに注意すべきである。いわば、第二部は護良親王と足利尊氏の対立を以て説き起こされているのである。前引「兵部卿親王囚事付驛」にも窺えたように、尊氏は護良親王との対立を通して政権を獲得してゆくものとして認識されている。そう考えると、第二部冒頭が後醍醐天皇の新政に注目するのではなく、護良親王の動向に注目して叙述を展開させているのも、第二部が、いかにして尊氏は天下をとったのか、という問題を根源から描こうとする姿勢にあるからではなからうか。

『太平記』第二部の終焉は必ずしも明瞭に現れてはこない、といった評価が従来なされることが多かったことは前述した。だが、それは第二部を建武新政のゆくえに焦点を当てて読んだ場合の理解の仕方である。実際には、この世界は政権崩壊を刻

印するような記事構成をとって終焉を迎えることはない。一例を挙げるに、後醍醐天皇をめぐる叙述をとってみれば明らかである。天皇の叙述は巻十八の京都出奔以降、巻二十一の崩御の記事までは、それまで持っていた緊密さを明らかに欠くことが指摘できる。従来の視座とは別の方向から第二部を見わたすことにより、この世界の範囲と構成を新たに考えてゆく必要があるゆえんである。

## 二 巻二十は終結点になるか

第二部の終結点を巻二十巻末に置く考えは、今日多くの研究者の支持を得ている。巻二十は越前国における新田・足利の合戦譚が中心をなすが、後半では新田義貞の討死、巻末では吉野の南朝軍の船団による奥州進出計画の失敗、加えてその中核にあつた結城宗広の病没が語られる。これらの出来事により、足利方の軍事活動は優勢になつたわけで、つづく巻二十一「天下時勢粧事」で、足利方の武士たちが専横をきわめる世が訪れたことが記されることなどから、ここに第二部の終末が認められてきたのである。しかし、第二部を足利政権の成立過程を描く世界とらえた時、ここに一つの世界の終焉を決定するだけの特立性や前後の断絶といったものが認められるであらうか。

足利尊氏はこれより前、巻十九において自らが擁立した持明院統の光明天皇より征夷大將軍に任じられており、その政権の正当性が作品内でも公認されるに至つた。これに対して、後醍醐天皇方の描かれ方も多少変質してくるようである。後醍醐天皇を支える南朝の軍勢は「官軍」と称される一方で、このあた

りから「此外四夷八蛮、此彼より起とのみ聞しかは」(巻十九「諸国官方蜂起事」)、「曆応元年の末に四夷八蛮悉く王化をたすけて」(巻二十一「天下時勢粧事」)のように、「四夷八蛮」と呼称される人々も含まれてくる。南朝軍の一部は、中央に仇なす夷狄と認知されるようになるのであるが、この点で『太平記』作者の視座は都に据えられていたことがわかる。それにともなう、これまで唯一正当な政権であった後醍醐天皇方の地位は、必然的に相対化される。

また、巻十九「追奥勢跡道々合戦事」では、東海道を西上する北畠顕家の軍を描くに、

…前後五日路左右四五里を押して通るに、元来無道不善の夷共なれば、路次の民家を追捕し、神社仏閣を焼払、捻して此勢の打過ける跡、塵をはらつて海道二三里か間には、在家の一字も残らず、草木の一本も無かりけり、

と、その掠奪のさまを語っている。このあたりより南朝軍の行状のうち、悪逆無道ぶりも注目されはじめる。巻二十一「越後勢打越々前事」でも新田軍の加賀国での乱妨行為が同様に描かれているが、中でも巻二十一「結城入道墮地獄事」で結城宗広の現世での悪業と墮地獄の物語が語られるときは、この顕著な例といえるであろう。このように南朝方の描写は、一部において明らかな変貌を遂げている。彼らの悪の面を新たに掬い上げてゆこうとするこの動きは、後醍醐天皇方の正当性の揺らぎに呼応するものと考えられよう。

ところで、この周辺の記事には配列上の問題もある。『太平記』では足利尊氏の將軍職就任を巻十九に記し、以下同巻では

新田義貞・北畠顕家ら南朝諸將の蜂起とそれに続く合戦譚が配置され、これらは義貞の討死や南朝軍の東国進出計画の失敗を語る巻二十末尾へとつながってゆく。しかし、史実では、尊氏の將軍補任は曆応元年(一三三八)八月十一日のことで、一方義貞の討死はその一月前の閏七月二日のことであった<sup>①</sup>。ここでは新田・足利の合戦記事の前に尊氏の將軍補任を先取りして配置する明らかな虚構が行われている。

巻十四以来、『太平記』では新田と足利を互いに武家の棟梁権を争う、対等に対立しあう関係のものとして描いている。両者は「或は官軍の大將にて而も新田の家嫡なり、或は武家の上將にて亦足利の正統なり」(巻十六「湊川合戦事付主上都落并持明院殿御事」)といわれるように、新田・足利という氏族としてだけでなく、官方と武家方の双方を代表する存在としても二極に対置して描かれてきた。ところが、史実の枠組みを超えて、巻十九で北朝朝廷が開かれ、尊氏が將軍に任じられたことを記すことによつて、こうした対峙の構図は以後崩壊することになる。例えば、巻二十一「水練栗毛付難事」では、足羽城攻撃をひかえた義貞の軍陣の威容を、

巍々たる粧、堂々たる礼、誠に將軍の天下を奪する人は必義貞なるへしと、思はぬ人は無かりけり、

と語っているが、ここでは世の大勢をすでに「將軍の天下」と認めているところに注目される。尊氏は天下の掌握者であるという認識が、彼の將軍補任の記事以降、公然と現れてくるのである。そこでは義貞の人物像も相対的に矮小化せざるをえない。越前にあつて軍事的には優位を保っていたはずの義貞は、すで

に將軍となつた尊氏を前にして滅亡してゆくと『太平記』では描かれるのである。尊氏が將軍となり、そして義貞は滅亡する、という事件の流れの倒錯には明確な意図が見出されるように思ふのである。そう考えると、新田・足利の眞の対立の世界は卷十八までで終つており、この前と後には尊氏・義貞の作品内での位置付けに大きな屈折があるといえる。北畠顕家や新田義貞ら南朝の有力諸將の敗死を語る卷十九・卷二十の記事群がそう劇的に、第二部の終焉に相応しい形で構成されているわけではないことが、以上の点からわかるであらう。

#### 四 第二部の範圍

それでは第二部の終結点は卷十八卷末に求められ、尊氏が將軍となる卷十九から新たな別の世界がはじまるのかというと、それもそうではないであらう。確かに、卷十八では南朝軍の大拠点、越前国金崎城の落城とそれによる戦乱の小康化が記され、卷末「比叡山開闢事」では玄恵法印が尊氏らに四海静謐を寿ぎ、以後は比叡山を崇仰すべき旨を説く記事があるなど、足利氏にとつて政権樹立に向けた大きな前進が描かれている。が、『太平記』ではこれらの事柄や、次巻に述べられる尊氏の將軍補任といったことなどによつて、建武新政以来続いてきた全国的な争乱が終結するとは認めていない。これによつてもたらされるのは、記事の配列を見れば明らかなように、金崎落城によつて一旦は身を隠していた新田義貞の再挙をはじめとする諸国宮方の蜂起という、これまでの世界の延長的局面であつた。従つて、第二部を足利政権成立の過程を描く世界として見た場合、

ここにその達成された姿を認めるのは難しいであらう。

それはまた『太平記』のみならず、同時代人の共通した認識でもあつたのではなからうか。足利尊氏が建武三年十一月に定めた「建武式目」には、以下のような条りがある。

方今諸国の干戈いまだ止まらず。もつとも踟躕あるべきか。古人曰く、安きに居てなほ危ふきを思ふと。今危ふきに居てなんぞ危ふきを思はざるや。

（日本思想大系『中世政治社会思想』上。原漢文。以下同）  
光明天皇が踐祚し、天下の大勢は武家方のものに定まらうとされている時に、ここでは現時点をいまだ「危ふき」時とらえている。政権の当事者たちにとつて今は、足利氏が京都にあつて政治上の実権を掌中にしたことを祝寿するよりも、諸国の戦乱に対処し、政権安定の方途をまずは探らなければならない時であつたことを、この一節はよく物語っている。

卷十二以来描かれ続けてきた戦乱が、足利体制の本来の意味での成立ということによつて作品上終熄を見るのは、もう少し先のことと考えるべきであらう。卷十九以降の、新田義貞の復活をはじめとした南朝軍の一連の抗戦が徐々に抑えられ、政権の基盤が安定するまでの過程が、足利政権の成立を描くことを意図した第二部の世界には含まれるものであつたと思われる。だとすれば、第二部の冒頭で作者が見据えていたものの帰結点は、足利体制の確立の名の下で諸国の戦乱が治まることを叙した段階に見出されるべきであらう。そして、その段階とは恐らく卷二十五に認められるのではなからうか。

卷十九の義貞の再起以降、足利政権に対抗する南朝軍は卷二

十卷末の段階で潰滅するわけではなく、以後『太平記』では後村上天皇の綸旨を帯した脇屋義助が中心となつて描かれるようになる。義貞討死後の越前を回復した義助は、巻二十三では吉野に帰還して忠賞を蒙り、巻二十四では瀬戸内方面に転戦して、この地方に空前の宮方優勢の軍事状況を出させた」と記される。作品ではこれに楠正成の怨霊も助力するという趣向を絡めながら、その一連の戦乱の鎮静化が記されるのは、義助が病死し、麾下の諸將が敗滅する巻二十四の巻末に至つてからである。建武年間にはじまり、足利尊氏の將軍補任以後も継続されてきた足利氏対南朝の戦闘状態は、ここまで途切れるところを見ないのである。ついで巻二十五になると、後醍醐天皇の霊を慰めるために天龍寺が造営され、落慶供養が行われる記事が巻の大半を占めることになる。戦争の勝利者たる為政者が、仏法によつて敗者の怨霊を抜済し、鎮魂することは、戦後処理の中の重大な儀礼であり、しかも、それは勝者の政治権力の正統性を示すための行為でもあつたことがいわれている。そのことを考えると、ここで足利氏による建武の争乱の最大の横死者で、「是は何様先帝の御神霊、御憤深して、国土に災をくたし、禍をなされ候欤と覚え候」(巻二十五「天龍寺建立事付大仏供養事)などとして、その怨霊の発動が信じられていた亡き後醍醐天皇を鎮魂する事業について詳述することは、巻十二以来続いてきた戦乱が、足利体制の本格的な成立を受けて終焉を迎えたことを示す意味を持つてであろう。ただ、『太平記』は禅宗に対して批判的な姿勢にあり、天龍寺造営および落慶をめぐつても終始冷徹な視線を送っている。しかし、批判性を含みつつも、巻二十五を

以てこれまでの争乱の叙述を一旦まとめる意図のあつたことは動かないのではあるまいか。なによりも、諸国の戦乱が漸次收拾されるさまを描き、そして天龍寺造営記事に結ぶというこのあたりの構成は緻密にできているといつてよい。

ところで、「建武の乱」を通していかにして「將軍の世」が訪れたかを描くのが第二部なら、この世界は巻二十六以降の第三部とは自ずから差異を持つてくるであろう。まず巻二十六からは、足利尊氏・足利直義・高師直の抗争である観応擾乱が描かれる。ここでは楠正成の遺児正行の奮戦が印象的に叙述される部分はあるものの、すでに物語は高師直の動きを追うことに重点を移していると見られ、以後の南朝側の軍事行動は一貫した連続性を以て正面から描かれることはなくなる。巻二十六から大尾に至る世界で重要なのは、混迷する種々の戦乱が、すでに成立した足利幕府体制の内部分裂として語られるところにあるのではなからうか。武家方対宮方、といった構図ではなく、政権内部に視点を置き、内部の混沌という見方で争乱を描き、ときには批評してゆくのである。

そしてその際、世上を攪乱するものとしての怨霊の存在が、作品の前面に出てくることにも注意される。ただし、怨霊は第三部以前にも登場するのであつて、巻二十四には大森彦七が所持する宝剣を楠正成の亡霊が乞い取りに来る話がある。ところが、正成の亡霊は大般若経講読の功力により、すぐに鎮められてしまふ。また、後醍醐天皇も死後すぐにその霊威の発動が噂されるが(巻二十三「上皇祈精直義病惱之事」、巻二十五「天龍寺建立事付大仏供養事)、これも天龍寺建立という形で供養を受け



ることとなる。このように第二部に登場する怨霊は、長大なストーリーに構想上深く関わることなく消えてゆく存在なのである。しかし、この後に登場する怨霊たち（巻二十六の護良親王らの怨霊、巻三十四の後醍醐天皇らの怨霊）は、いずれも謀議を凝らし、世を争乱に陥れてゆく中心として描かれている。しかも、彼らの鎮魂については、巻二十四の正成の怨霊などの場合と異なり、作品の中で語られることもない。横死者の鎮魂ということが軍記物語の基底を支える重要な要素と見るのであれば、形式としてその系譜に則るのは『太平記』の場合、それは第二部までである。第三部では、担うべき死者供養の目的は結果的に放擲され、あたかもそれを逆手にとるようになり、鎮魂されざる怨霊を作品に跳梁させることによって、果てることを知らない戦乱に混迷する世の不思議が理解されるようになる。

これは『太平記』が新たに獲得した方法でもある。第二部・第三部の世界の隔絶はこうしたところにも探ることができると思われる。

なお、『太平記』は今日見る四十巻の形態が成る以前に、途中の段階で一旦完結し、以後順次書き継ぎがなされて全体が形成されたと考えられている。よく知られているように『難太平記』には、「昔シ等持寺ニテ。法勝寺ノ慧鎮上人。此記ヲ先三十余巻持参シ給テ。錦小路殿ノ御日ニ懸ラレシヲ。玄慧法印ニ読セラレシニ……」（貞享三年刊本）という成立に関する伝が載る。全面的な信用には慎重でありたいが、『太平記』は当初錦小路殿と呼ばれた足利直義の周辺で、玄恵や恵鎮といった人々の手によって編まれたという説は、事実から大きく離れたもの

であったとは思われない。そしてこの「原太平記」に当たる『太平記』が完結するのは、長谷川端氏が説かれるように、観応擾乱の時、直義と高師直の関係が緊迫した段階に入る貞和五年（一三四九）閏六月より前のことと考えてまず間違いあるまい。観応擾乱はその発端部も含めれば『太平記』では巻二十六から描かれる。かつて考察したように、ここには新たな構想に基づく世界の発端が認められるのであった。<sup>①</sup>想像される「原太平記」は、現存本に見る少なくとも巻二十六以前、巻二十五あたりまでに相当する記事を有して完結していた可能性は高いのである。だとすれば、第二部世界を構築する作者の意図は、「原太平記」段階の作者の構成意識を引き継ぐものであったと考えられないであろうか。第二部と第三部との区分は、単に作品論上の区分であるだけでなく、成立論に根差した作品の接点でもあったと思うのである。

## 五 政道批判することの意味

現存本『太平記』から、仮に巻二十五までを採り挙げ、第三部を考慮に入れない「原太平記」の形を想定して『太平記』を読んでみると、当時この書がどのような性格を備えて成立したのか、その一面が浮かび上がってくるようである。上述のように、第二部は巻十九で尊氏の征夷大將軍補任を語った後も、さらに物語は完結することなく続けられた。そこでは足利政權が様々な問題に対処し、「將軍の世」を迎えるまでの道程が記されていたのであるが、その記事は対南朝の合戦譚のほかに、幕府に対する政道批判を主眼とするものも多く含まれている。例

えば、卷十九「本朝將軍任兄弟無其例事」では、尊氏・直義兄弟の將軍・副將軍補任にともない、一族門葉の者までが分不相応な地位に就き、諸国の守護や国司の職にも補されるなどして、過分の恩賞に誇ったことが批判されている。同様に卷二十一「天下時勢粧事」の中でも、

天下の危かりし時たも世譏をも不知、侈をきはめ欲を恣にせし大家高名の氏族、高・上枚の党類なれば、能なく芸なくして乱階不次の賞にあつかり、例にあらす法に非して警衛判断の職をつかさどる、

と、武家の人々がその器量もないのに高位高官に昇つたことを非難している。また、武家の人々の生活が奢侈であることについては、卷二十五「天龍寺建立事付大仏供養事」で、

坐なる風躰(諸本、バサラ)によりて、身には五色をかきり、食には八珍を尽のみかは、茶会酒宴に若干の費をいれ、傾世田楽に無量の財を与しかは、国幣え人疲て、飢餓疫癘、盜賊兵乱更に休時なし、

と指弾する。このほか彼らの傍若無人な行跡の例として、佐々木道誉(卷二十一「佐渡判官入道流罪事」)、高師直(卷二十一「塩冶判官讒死事」)、土岐頼遠(卷二十三「土岐向御幸狼籍之事」)らが惹き起こした事件が具体的に記され、非難の対象となつている。

ところで、『太平記』に展開されたこれらの武家批判と同種の批判記事が、「建武式目」の中にも見られることは興味深い。第一条「儉約を行はるべき事」は但し書きに、

近日婆佐羅と号して、専ら過差を好み、綾羅錦繡・精好銀劍・

風流服飾、目を驚かさざるはなし。頗る物狂と謂ふべきか。富者はいよいよこれを誇り、貧者は及ばざるを恥づ。俗の潤弊これより甚だしきはなし。もつとも厳制あるべきか。

とあつて、バサラの禁止を掲げることからはじまる。バサラの風潮が浪費を促し、衆庶の疲弊を生むと批判するのである。同じく第二条「群飲佚遊を制せらるべき事」では、

格条のごとくば、厳制ことに重し。あまつさへ好女の色に耽り、博奕の業に及ぶ。このほかまた、或は茶寄合と号し、或は連歌会と称して、莫太の賭に及ぶ。その費勝計し難きものか。

と断じ、遊女・博奕・茶会・連歌会等への濫費を厳しく禁じている。この二ヶ条に見出される武家の生活面への一種の批判は、『太平記』でも卷二十五「天龍寺建立事付大仏供養事」でなされていた武家の奢侈に対する批判記事と内容において近いものを持つといえる。一方、第七条「諸国の守護人、ことに政務の器用を扱はるべき事」では、

当時のごとくば、軍忠に募りて、守護職に補せらるるか。恩賞を行はるべくば、庄園を充て給ふべきか。

として、多くの武家が軍功の賞として濫りに諸国の守護職に恩補される現状を批判し、守護は政務に熟達せる人物を選んでこれに補すべきだと説いている。同様に第九条は「公人の緩怠を誣めらるべし。ならびに精選あるべき事」として役人の厳選を誣め、第十二条「近習の者を選ばるべき事」でも、

……君の善悪は、必ず臣下により、即ち頭はるるものなり。もつともその器用を扱はるべきか。

と、政道確立のために將軍の近習には器用の人を選ぶべきこと

を述べている。「太平記」では、巻十九や巻二十一に見たように、「能なく芸なくして」栄達を遂げた武家の一類が頭要の職を占めたことを批判していたが、「建武式目」がはらむ問題意識は、これによく似るところがあるとはいえないか。

もちろん、双方で述べられる政道批判の内容は、当時の社会の共有の思潮にすぎないもので、両者の内容面での結び付きを想定することは難しいとすることもできるかもしれない。しかし、両者に展開される政道批評の共通性から、読みとるべきものは何もないのであろうか。

「建武式目」は光明天皇を擁立し、新たに政権を担ってゆく地位に就いた足利氏が、政治的規範を示すために発した法令である。その内容は政治的・社会的混乱を收拾するための「綱紀肅正」といったものに満ちている。そこで批判の俎上にのぼった武家政権を持つ諸問題は、政権の首班である足利氏が対処し、正してゆかなければならない緊要な政治課題であったわけである。こうした「建武式目」の政道批評に同質の内容を『太平記』が持つことを考えてみると、『太平記』もまた記事中、何を目的にして政道批判を行っているのかが見えてこないであろうか。「建武式目」のように現政権の抱える問題点を真率に提示し、それを前提にしてあるべき方向を指し示そうとする政道批評のあり方が、『太平記』にも共通して存在したのではないかと推察されるのである。その意味からすれば、『太平記』は足利氏に対して厳しい批判を行っているがゆえに、足利氏に対して批判的な書である、と評価することは短絡していることになる。

推測される『太平記』の成立環境は、「建武式目」あるいは

「式目」型の政道批評を生み出すような場に連接するのであった。「建武式目」は足利尊氏が政道上の指針を八名の儒者・法曹家・鎌倉幕府出身の文筆系官僚らに諮問し、そこで得た勅文をそのまま法令として用いたものである。周知の通り、この式目の制定にあたり、実際に指導的地位にあったのは足利直義で、八名の勅申者はいずれも直義と緊密な関係にあった人物と考えられている。そして、その八名の中には玄恵法印も含まれている。玄恵が和漢の学識を以て直義の厚い信任を得て、直義の傍らに侍っていたことについては贅言を要さぬところである。

『難太平記』の中で『太平記』の成立に関与した人物として玄恵の名が見えることについては、こういった背景を十分に考えるべきであろう。ただ残念なことに、玄恵を『太平記』作者の一人と認定するための史料はそれほど多くはなく、また、その関与がどの程度のものであったのかも不明のままである。そして、「建武式目」においても、玄恵個人の見解がどれだけ内容に反映されているかは、実際のところ審らかでない。しかし、考えてみれば、治政観、政道希求の思念、そして武家社会の現状に対する問題意識——こうした諸点において玄恵など同質の考えを持ち、恐らくは直義あたりに統括されたと思しい玄恵のごとき人々が、「建武式目」や『太平記』の成立圏にいたであろうことは確実にいえるはずである。両者が持つ政道批評の位相上の類似は、こうした成立背景に由来するものと考えてよい。

『太平記』の批判精神を採り挙げて、作者は足利氏からは比較的自由的立場にある人物であるとか、南朝に心を寄せる人物であるなどと評されることが少なからずあった。しかし、批判

記事の存在を以て作者と政権との距離が測れないことは述べてきた通りである。『太平記』では佐々木道誉・土岐頼遠・高師直ら幕府の有力武将の行跡が非難の対象となっていた。彼らバララ大名はいずれも所謂反直義派に属する人間であることを思えば、彼らへの批判が記事中になされることは、『太平記』の編述が伝統的倫理的な政道の確立に腐心し、バサラ禁止を布令する側の直義や玄恵などのグループの中でなされたことをよく物語っているとはいえないか。そして、『太平記』の政道批評の記事の中に政道確立の思念のごときものを見るなら、結果として『太平記』は「建武式目」の主張する世界をきわめて具体的に描き出した作品といえるかもしれない。文学を通じて問題点を示唆し、間接に政道に資せしめようとする、つまり諷諫の伝統に似た意識が『太平記』にはあったのではなからうか。

「建武式目」が実際には直義の諮問に玄恵らが答申することによって成立したのに対し、『太平記』の方もやはり直義の命に基づいて玄恵や恵鎮といった人々が編纂して成立したとすると、両者の成立事情は類似している。直義が自らの政道を実現するために法令上制定したのが「建武式目」なら、文学作品の形をとって姿を現したのが『太平記』である、と位置付けるのは臆見にすぎないであろうか。こうした切り口で『太平記』の描く世界を理解してゆくこともまた可能ではないかと考えるのである。

以上、小稿では第二部の構成を考えることを通して、『太平記』の原像をめぐる一つの推測を述べてみた。第二部全体を作品論の側からだけでなく、成立と作者の論からも整合的にとら

えうる姿として理解してゆこうとすることが、このような作品の場合、とりわけ大切なように思われる。なお、今回はまずは第二部の全像を把握し直そうという目的から、細かな問題に立ち入って考察することはしなかった。個々の問題については、稿を改めて詳論したいと考えている。

#### 注

- (1) 石田氏「『太平記』第二部から第三部へ——「天下時勢粧の事」をめぐる——」『太平記研究』第七号、一九八二年。
- (2) 長坂氏「『太平記』・欠巻前後——後醍醐物語の変貌——」(鈴木弘道教授退任記念国文学論集)〈和泉書院、一九八五年〉所収。
- (3) 大森氏「『太平記』の構想と方法」(明治書院、一九八八年)。
- (4) 石田氏注(一)前掲論文。
- (4) この点は北畠顕家の戦死の記事についても同じ。顕家は建武四年八月に拳兵し、翌暦応元年五月に戦死している。尊氏の將軍補任以前の出来事である。
- (5) 長谷川端氏「『太平記の研究』(汲古書院、一九八二年) III 「第二部の世界」参照。
- (6) 中西達治氏も、元弘以来の内乱の最終結果は卷十八「一宮御息所御事」によって確認され、卷十九以降の合戦譚は義貞の正面に尊氏・直義の現れることのない、支配者側からの反乱鎮圧の戦いとしての意味が色濃くなる、との評価をされている。なお、中西氏は第三部の始期は卷十九に遡れるという立場をとっておられる(『太平記』における光厳院について)『『太平記』の構成意識——いわゆる第三部の始期を巡る諸問題について——』(名古屋市立女子短期大学研究紀要)第四十五集・第四十八集、一九九〇年・一九九二年)。
- (7) 『太平記』のこの点に着目して、南北朝争乱の一つの歴史像を形成したのが『梅松論』であることは、拙稿「『梅松論』の構成と『太平記』」(『中世文学』第三十九号、一九九四年)で述べた。

(8) 久野修義氏「中世寺院と社会・国家」(『日本史研究』第三六七号、一九九三年)。

(9) 中西達治氏「『太平記』の天竜寺造營記事について」(『名古屋市立女子短期大学研究紀要』第四十四集、一九九〇年)に詳しい。また、五味文彦氏「後醍醐の物語——玄恵と惠鎮」(『国文学解釈と教材の研究』一九九一年二月号)、麻原美子氏「『太平記』の時空——『愚管抄』を基軸として——」(『日本女子大学紀要』第四十一号、一九九二年)は、『太平記』全体の構成を二部に分け、前半を「後醍醐天皇の物語」ととらえ、天龍寺造營記事に完結点を認める考えを示している。

なお、同記事には「此寺廿余年のうちに、二度まで焼ける事こそ不思議なれ」のごとく、はるか後の出来事を先説する条りもある。一旦完結した記事に対して後補された要素もあると考えておきたい。

(10) 長谷川氏注(5)前掲書、序章。

(11) 拙稿「『太平記』観心擾乱記事の一側面——「雲景未来記事」を中心に——」(『三田国文』第十五号、一九九一年)。

(12) 鈴木登美恵氏も、巻二十四、巻二十五までの規模の作品を想定しうるとし、「難太平記を信憑すれば、直義と玄恵法印の見たといふ太平記三十余巻も、又この時期のものであったと想像される」と述べておられる(『太平記の書き継ぎについて』(『文学・語学』第十四号、一九五九年)。

(13) 「建武式目」と『太平記』の政道観の同質性と背景となる人的環境を探る論としては鈴木登美恵氏「太平記作者と玄恵法印」(『国語と国文学』一九七三年五月号)がある。

(14) 日本思想大系『中世政治社会思想上』(一九七二年)の笠松宏至氏の解説。さらに笠松氏はこれを発展させて、「建武式目」政道事十七条は畿内の武士団に対し、京都に幕府を置くことへの妥協の条件として示された直義側の政策の基本方針であったと論じられた(『週刊朝日百科日本の歴史12 後醍醐と尊氏』(朝日新聞社、一九八六年)所収「京都の幕府——尊氏と直義」。そう考えると、後述

するように、「建武式目」と直義周辺の意志を反映する『太平記』とにおいて、佐々木道普・高師直・土岐頼遠らのバサラ大名(彼らは畿内およびその周辺諸国を本拠としていた)が共通して鋭く非難されることもよく理解できる。

(15) 最近の成果としては、堀川貴司氏「足利直義——政治・信仰・文学——」(『和漢比較文学叢書13 新古今集と漢文学』(汲古書院、一九九二年)が玄恵と直義の関係を論じたものとして注目される。

#### 〔附記〕

小稿は、一九九四年六月二十四日の芸文学会研究発表会(於慶応義塾大学)、および同年七月二十三日の第二十一回関西軍記物語研究会(於福井県福井市)におけるそれぞれの口頭発表をもととする。

(こあきもと だん)